算定する場合に限る。）、ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈ステント留置術、植込型心電図記録計移植術、植込型心電図記録計摘出術、腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）、膀胱水圧拡張術、ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術、大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）及び腹腔鏡下仙骨膣固定術については、診療所（脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、乳腺悪性腫瘍手術、膀胱水圧拡張術及び腹腔鏡下仙骨膣固定術については有床診療所に限り、植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術についてはペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術に係る届出を行った診療所に限る。）でもよいこととする。

ロ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

(3)　医科点数表第二章第十部手術通則第4号に規定する患者

性同一性障害の患者

二　医科点数表第二章第十部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準

(1)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。

(3)　当該手術の一年間の実施件数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(4)　手術を受ける全ての患者に対して、それぞれの患者が受ける手術の内容が文書により交付され、説明がなされていること。

二の二　手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準

(1)　休日、保険医療機関の表示する診療時間以外の時間及び深夜の手術に対応するための十分な体制が整備されていること。

(2)　急性期医療に係る実績を相当程度有している病院であること。

(3)　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

二の三　医科点数表第二章第十部手術通則第16号に掲げる手術における適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準

(1)　摂食機能に係る療養を行うにつき相当の実績を有していること。

(2)　摂食機能に係る療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二の四　医科点数表第二章第十部手術通則第17号に掲げる手術

医科点数表の人工関節置換術若しくは人工関節再置換術（股関節に対して実施したものに限る。）、第6款（顔面・口腔・頸部）、第7款（胸部）及び第9款（腹部）に掲げる悪性腫瘍手術若しくは第8款（心・脈管（動脈及び静脈は除く。））に掲げる手術をそれぞれ全身麻酔下で実施した場合又は造血幹細胞移植を実施した場合

三　手術の所定点数に含まれる薬剤

外皮用消毒剤に係る薬剤

三の二　輸血管理料の施設基準

(1)　輸血管理料Ⅰの施設基準

イ　当該保険医療機関内に臨床検査技師が常時一名以上配置されていること。

ロ　輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　輸血管理料Ⅱの施設基準

輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　輸血適正使用加算の施設基準

輸血製剤が適正に使用されていること。

(4)　貯血式自己血輸血管理体制加算の施設基準

貯血式自己血輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二　コーディネート体制充実加算の施設基準

造血幹細胞移植における同種移植のコーディネートを行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の三　自己生体組織接着剤作成術及び自己クリオプレシピテート作製術（用手法）の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている病院であること。

(2)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。

三の二の四　人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算の施設基準

当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

三の二の五　胃瘻造設時嚥下機能評価加算における適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準

(1)　摂食機能に係る療養を行うにつき相当の実績を有していること。

(2)　摂食機能に係る療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の六　凍結保存同種組織加算の施設基準

(1)　当該療養を行うにつき十分な経験を有する医師が一名以上配置されていること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

三の二の七　歯根端切除手術の注3に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

当該手術を行うにつき十分な体制を整備していること。

三の二の八　口腔粘膜血管腫凝固術の施設基準

(1)　当該手術を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　当該手術を行うにつき十分な機器を有していること。

三の三　歯周組織再生誘導手術の施設基準

歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が一名以上配置されていること。

三の四　手術時歯根面レーザー応用加算の施設基準

当該療養を行うにつき十分な体制を整備していること。

三の五　歯科点数表第二章第九部手術に掲げる上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）及び下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）の施設基準

(1)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。

(3)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されていること。

三の六　広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準

(1)　歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する常勤の歯科医師が二名以上配置されていること。

(2)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　当該療養を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。